



German Newsletter

Japan Business Services

Special Issue | June 2020

概要

- I. 新型コロナウイルス関連法改正
- II. 景気刺激パッケージ

COVID-19 関連施策

EY ドイツニュースレター号外(2020 年 3 月号、4 月号および 5 月号)でお伝えしておりますドイツの新型コロナウイルス(COVID-19)関連施策について以下アップデート致します。

I. 新型コロナウイルス関連法改正

連立政権委員会が 2020 年 6 月 3 日に、新型コロナウイルス危機に経済的に対応するための景気刺激パッケージの一環における広範な措置に関する決定を行ったことを受け、これらの措置を迅速に実施するための緊急立法手続きが開始されました。2020 年 6 月 12 日に閣議決定された二つの法案、第 2 次コロナ租税支援法(Zweites Corona-Steuerhilfegesetz)および第 7 次車両税法改正法(Siebtes Gesetz zur Änderung des Kraftfahrzeugsteuergesetzes)は、景気刺激パッケージに関する連立政権決定に盛り込まれた租税上の措置の大部分を反映する内容となっています。連立政権決定のうち、人的会社(パートナーシップ)に関連した法人税法の近代化(オプションモデルの導入)および(個人事業者やパートナーシップ出資者に対する)所得税上の営業税の税額控除計算に際して適用される乗数の引上げ、ならびに、まだ十分に具体化されていないデジタル経済財の減価償却要件だけは、緊急立法に盛り込まれていません(セクション II 参照)。

2020 年 7 月 1 日の施行を実現するため、第 2 次コロナ租税支援法は、2020 年 6 月 29 日に、連邦議会で可決され、同日中に連邦参議院がこれに同意することが予定されています。第 7 次車両税法改正法は、2020 年秋に立法手続きが完了する見込みです。

1 第二次コロナ支援法

新型コロナウイルス危機に対処するための税務上の支援措置の実施に関する法律(第2次コロナ租税支援法)の法案には以下の個別措置が盛り込まれています。

► VAT 税率の引き下げ

2020年7月1日から2020年12月31までの間、一般税率が19%から16%に、軽減税率が7%から5%に時限的に引き下げられます。

(第1次)コロナ租税支援法(EY ドイツニュースレター号外 2020年5月号参照)に基づき
2020年7月1日から2021年6月30までの期間について軽減税率が適用されることにな
った飲食店売上げ(飲料を除く)に対しては、上記軽減税率の時限的引下げに伴い、2020年
7月1日から2020年12月31日までは5%、2021年1月1日から2021年6月30日
までは7%、2021年7月1日以降は再び19%の税率が適用されることになります。

VAT率の引下げにより、供給者側と受益者側の双方に数々の対応が求められることとなりま
す。例えば、ITシステム上に、該当期間中に供給されるまたは受領される供給／役務に関する
VATコードおよび請求書サンプルの設定を変更する必要が双方に出てきます。また、現行の
19%または7%の税率の対象となる前受金および前払金で、供給／役務自体はVAT率引下
げ後の期間中に履行される場合の正確な課税および請求書発行に対応する必要があります。

また、特に、前段階VAT控除権を有しない、または部分的な控除権しか有しない受益者は、予
定されている財貨の供給または役務の提供の時期を軽減税率適用期間にずらすことが可能か
どうか一考の余地があります。財貨の供給者／役務の提供者による履行がすでに開始されてい
る場合であっても、受領の時期をずらすことによる税率の軽減が可能です。

► 輸入VAT納付期限の繰延べ

輸入VATの納付期限が、2020年6月3日の連立政権委員会の決定文書では輸入月の翌
月26日まで繰延べとされていましたが、法案ではさらに延長され輸入月の翌々月26日まで繰
り延べられます。ただし、新規定は、関税上の繰延勘定(Aufschubkonto)を利用している企業
のみが対象となります。連邦財務省は、IT環境が整い次第、適用開始時期に関する連邦財務
省通達を公表する予定です。

輸入VATに関する改正は連立契約でも取り上げられていました。経済界からは、これまで、輸
入VATを直接VAT申告書上で前段階VAT控除額と相殺できる、いわゆる「相殺法」を求める
声が上がっていましたが、連立政権は、(輸入VAT納期限の延長に伴う)立替期間の短縮に留
めるのみとの決定を下しています。輸入者である企業および特に物流業者は、引き続き、輸入
VATをいったん納付し、その後VAT申告を通じてその還付を受けることになります。

► 損失の繰戻控除限度額の拡大

損失の繰戻控除限度額は、現行の百万ユーロ(夫婦合算申告の場合は2百万ユーロ)から5
百万ユーロ(夫婦合算申告の場合は1千万ユーロ)まで時限的に引き上げられます。連立政権
決定では、2020年課税年度および2021年課税年度が引上げの対象となっていましたが、法
案では2020年課税年度のみとされています。繰戻期間は現行法のまま引き続き一年間とさ
れます。

損失の繰戻控除限度額の引上げによる税務上の軽減効果を2019年課税年度の確定申告書
上で反映するための処理として、連立政権決定は、いわゆる税務上のコロナ準備金の計上を想
定していましたが、法案によると、損失の繰戻控除を通じた軽減措置は以下の二段階の手続き
により実施されることになります。

第一段階(2019年度予納額の査定)において、損失の繰戻控除限度額の引上げは、2019年
課税年度の予納額査定の修正を通じて考慮されます。新型コロナウイルス危機を起因とする
(2020年度の)損失を、2019年課税年度の予納額の事後的引下げおよびこれを受けた(部分

的)還付のかたちで利用することが可能となります。2019年課税年度の予納額査定のベースとなつた各所得の合計額(給与所得を除く)の30%として算定される包括的な損失の繰戻控除が可能で、金額的には、(引上げ後の)損失の繰戻控除限度額が上限となります。所得税または法人税納税義務者に対する2019年課税年度分の予納額の引下げは、申請がある場合にのみ認められます。また、2020年課税年度の予納額がすでにゼロに引き下げられていることがその要件となります。

第二段階(2019年度最終税額の査定)において、2020年課税年度について30%の暫定的損失繰戻控除額が考慮されます。損失控除の「前倒し」は、暫定的に算定された(包括的な)2020年度からの損失の繰戻控除額を考慮した上で、2019年課税年度の査定が行われるというかたちで実現します。暫定的に算定された2020年課税年度からの損失繰戻控除額は(予納額の計算と同様)、各所得の合計額(給与所得を除く)の30%とされます。包括的な繰戻損失控除額は、5百万ユーロ(夫婦合算申告の場合は一千万ユーロ)が上限となります。2020年度からの暫定的な損失繰戻控除額は、2020年課税年度の査定に際して、修正されます。暫定的な損失繰戻控除額は、2019年課税年度の査定に際して加算され、最終的な正確な損失繰越控除額がこれに代わって考慮されることになります。

2020年課税年度の30%の暫定的損失繰戻控除額は、第2次コロナ租税支援法の施行とともに取り下げされることになる2020年4月24日付連邦財務省通達(EYドイツニュースレターアイド外2020年5月号参照)に基づく15%の包括的損失繰戻控除額に取って代わります。

▶ 定率法による減価償却

2020年および2021年事業年度については、定率法による減価償却が可能となります。2020年1月1日以降2021年12月31日までの間に取得または製造された有形固定資産のうち動産については、定額法に代わって、残存簿価に対する定率での償却が可能となります。定率法による償却率は最高25%で、定額法による償却額の2.5倍が償却限度額となります。

▶ カンパニーカー課税

カンパニーカーとして利用される電気自動車に対する優遇課税の適用対象となる車両価格上限が4万ユーロから6万ユーロに引き上げられます。新規定は、2020年1月1日に遡及して適用されることになります。

▶ 営業税上の加算処理に際しての加算免除限度額の引上げ

現行の営業税上の(利息およびリース料等に含まれる見なし利息分の)加算額の計算に際して適用される免除限度額が、2020年課税年度以降、現行の10万ユーロから20万ユーロに恒常に引き上げられます。

▶ 税務上の研究開発助成金のための算定基準の引上げ

2020年1月1日から2025年12月31日までの間に発生する助成対象となる研究開発費用については、算定基準限度額が2百万ユーロから4百万ユーロに倍増されます。企業は、この期間中一年当たり最高で百万ユーロの研究開発助成金の交付を受けることが可能です。

▶ 児童手当特別給付金(Kinderbonus)および一人親世帯に対する負担軽減控除額

2020年中少なくとも一ヶ月分の児童手当(Kindergeld)受給要件が満たされている子女一人当たり300ユーロの一時給付金(Kinderbonus)が支給されます。なお、このKinderbonusは児童手当の一部として、所得税上の課税所得の計算において考慮される子女控除額と相殺されます。一時給付金の労働局管轄窓口(Familienkasse)による支給に関する詳細については、法律の公布後、個別指針を通じて遅滞なく規定されることになります。

さらに、一人親世帯に対する負担軽減控除額が現行の1,908ユーロから、2020年課税年度および2021課税年度について、それぞれ2,100ユーロ引き上げられ4,008ユーロになります。

▶ 公訴時効期限の延長

法案には、新型コロナウイルス危機に対する景気刺激措置の他に、租税刑法上の措置が盛り込まれています。法案によると、絶対的公訴時効期限が 25 年に延長され、ならびに、脱税のケースにおいて未履行であるが時効が到来した租税請求権について、刑法典第 73 条に基づく徵収執行が可能となります。

2 第 7 次車両税改正法案

第 7 次車両税法改正法法案においては、その他の車両税法上の改正に加えて、新型コロナウイルス危機に対する景気刺激パッケージに盛り込まれた二つの個別措置が実施されることになりますが、これらは、基本的にすでに 2030 年環境保護プログラムにおいても表明されていた施策です。

2021 年 1 月 1 日以降新車登録される乗用車について、6 段階の二酸化炭素(CO₂)排出量を基準とする車両税税率が導入されます。交通法上の CO₂ 検査値に対して 1g/km あたり 2 ユーロから 4 ユーロの間で算定される指數関数的累進税率での課税となります。

10 年間の車両税免除の対象となる電気自動車の新車登録期間が、2025 年 12 月 31 日までの新規登録分まで延長されます。ただし、車両税免除の期間は最長で 2030 年 12 月 31 日までに制限されます。

II. 景気刺激パッケージ

1 税務関連の措置

連立政権委員会による景気刺激パッケージのうち、以下の税務上の措置は、上記の緊急立法手続きに反映されていません。

▶ 法人税法の近代化

すでに 2020 年 3 月の連立委員会で決定された、人的会社(パートナーシップ)に対する法人税上のオプションモデルおよび(個人事業者およびパートナーシップ出資者を対象とした)事業所得に対する所得税算定に際しての(営業税の軽減措置としての)乗数の引上げ(営業税課税ベースの 3.8 倍から 4 倍)は、「法人税法の近代化」セクションとして景気刺激パッケージに盛り込まれています。

▶ デジタル経済財の減価償却

すでに連立契約に盛り込まれていた、2020 年 3 月の連立委員会で合意されたデジタル経済財の追加的減価償却は、「デジタル化の促進」の一環で推進されることになりますが、連立委員会はこれまで詳細についての協議に着手していません。

2 税務以外の措置

▶ 再生可能エネルギー負担金(「EEG-Umlage」)の引下げ

2021 年以降 EEG 負担金が段階的に、現行 1kwh 当たり 6.756 セントから、2021 年には 6.5 セント、2022 年には 6.0 セントへ引き下げられる予定です。

▶ 2021 年社会保障

人件費付帯費用の増加を抑制するため、社会保険料は最高 40%までに抑えられます。これを上回る資金需要がある場合、少なくとも 2021 年までは連邦予算で補われることになります。

▶ イノベーションプレミアム

温暖化に対応した環境に優しい電気自動車への買い替えを促進するための既存の環境(エコ)プレミアムの額が、新たにイノベーションプレミアムとして 2021 年 12 月 31 日までを期限とし

て倍増されます。内燃機関型車両(ガソリン車、ディーゼル車)については、自動車購入プレミアムの対象から除外されます。

► **持続化給付金(「Überbrückungshilfen」)**

中小企業に対しては、業種を問わず、ただし、新型コロナウィルス危機による影響の大きな業界を中心とした、持続化給付金が 2020 年 6 月から 8 月にかけて支給されます。この制度の下では、売上高の減少が前年同月比で 50%以上の場合は固定経費の 50%まで、70%を超える売上高減少の場合は固定経費の 80%まで、給付金として受け取ることが可能です。

持続化給付金の支給額は、3 カ月で最高 15 万ユーロまでとされ、従業員 5 人以下の企業については特別な場合を除いて 9,000 ユーロ、10 人以下の企業は 15,000 ユーロが上限となります。税理士または経済監査士による売上高減少および固定経費に関する証明が申請要件となります。

3 景気刺激パッケージに盛り込まれなかった措置

連立政権において議論された項目のうち以下の措置は景気刺激パッケージに盛り込まれませんでした。

- 法人税率の引下げならびに法人税上の営業税税額控除を含む包括的な企業税制改革
- 人的会社(パートナーシップ)に対する課税の軽減措置として、これまでの議論ではオプションモデルより妥当とされていた、留保利益に対する課税軽減規定の改正
- EU 租税回避防止指令(Anti-Tax-Avoidance-Directive: ATAD)の国内法への導入および国際取引課税法改正のための法案「ATAD 導入法(ATAD-Umsetzungsgesetz)」に関する合意到達
- 2021 年 1 月 1 日以降の適用が決定された連帯付加税の一部廃止の前倒しおよび拡大
- 最低課税制度(損失繰越限度額)の軽減および損失繰戻期間の延長
- 少額固定資産上限額の引上げ

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

シュツットガルト

Flughafenstrasse 61
70629 Stuttgart
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 181 3943 24152
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 181 3943 24152
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

ミュンヘン

Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

英 正樹

Phone +49 89 14331 21366
Fax +49 181 3943 21366
masaki.hanabusa@de.ey.com

Disclaimer

- ▶ By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- ▶ This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- ▶ This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- ▶ We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- ▶ We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- ▶ This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.